

亀岡市実費徴収に係る補足給付事業費補助金のご案内

1 実費徴収に係る補足給付事業とは

保育所(園)、幼稚園、認定こども園などで使用する日用品・文房具の購入に関する費用、遠足等の行事への参加に要する費用等について、各施設等が実費徴収を行いますが、この実費徴収について、亀岡市にお住まいの生活保護世帯の子どもの保護者を対象に費用の一部を給付する事業です。

2 補足給付事業の限度額

補足給付事業の限度額は次の表のとおりです。

対象経費	給付限度額
(1)日用品・文房具などの購入に要する費用	子ども1人あたり月額 2,800 円(年額 33,600 円)
(2)行事への参加に要する費用	

3 補足給付事業の対象者

亀岡市から「子どものための教育・保育給付認定」を受けて、保育所、認定こども園または幼稚園を利用している生活保護世帯の子どもの保護者

4 補足給付事業の対象となるもの・ならないもの

●補足給付事業の対象となるもの(施設等から購入されたもの)

園児個人の所有になるもの(着衣(スモック、帽子、制服・体操着等)、かばん類、氏名ゴム印、ネームプレート、教材、絵本、お道具箱、スケッチブック、粘土、画具、のり、ハサミ、出席帳等)、園外保育・行事等に係る経費(観劇料、入場料、交通費等)、通園バス代、寝具代、オムツなど

●補足給付事業の対象とならないもの

写真・DVD代、アルバム代、入園前に支払ったもの、保護者の方から業者へ直接支払いするもの、保護者会費、体操教室などの上乗せで支払う分、利用契約時間を超えた場合に支払う分など

5 申請方法

●提出書類:「亀岡市実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付申請書」と当該年度分の領収書を保育課に提出してください。申請時期は年度末となりますが、詳細な時期については改めてお知らせします。領収書は保育所等でもらってください。

●提出方法:保護者が申請書に必要事項を記入し、次の窓口に提出してください。印鑑、振込口座が分かるもの(通帳など)、保護者の本人確認ができるもの(運転免許証・パスポートなど写真のあるものは1種、公的医療保険被保険者証・年金手帳など写真のないものは2種)を持参してください。

【提出・問い合わせ先】

亀岡市こども未来部保育課(亀岡市保健センター1階)電話:25-5028